

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	189

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民健康保険特別会計繰出金
事業目的	国民健康保険財政の安定化、保険税負担の平準化 ●理由 国民健康保険制度の財源は被保険者の負担する保険税と国庫負担金等で賄うことが原則とされているが、高齢者や低所得者等が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題があるため、保険者である市が財源の一部を一般会計から特別会計へ繰り出すことにより安定化を図る。
事業内容	根拠法令等に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険税軽減分） 176,040,048円（県3/4、市1/4） 低所得者に係る均等割・平等割軽減分(7割・5割・2割)を繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険者支援分） 105,383,308円（国1/2、県1/4、市1/4） 低所得者の多い保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するもので、軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を繰り出す。 ○財政安定化支援事業繰出金 23,057,000円 国保に低所得者や高齢者が多いことによる影響(税・医療費)を勘案して算定した額を繰り出す。 ○事務費等繰出金 20,189,845円 国保事務に要する経費の内、国庫補助対象を除いた額を繰り出す。 ○出産育児一時金繰出金 9,222,782円 給付した出産育児一時金の2/3を繰り出す。 ○その他繰出金 市の基準により定めている項目について繰り出す。 ・福祉医療波及分 81,176,534円 子ども医療等実施により国庫負担金等の減額部分を繰り出す。 ・特定健診・保健指導経費 30,041,483円 保険者の責に帰することのできない健診部分を繰り出す。  ●主な決算の内訳 ○国民健康保険特別会計繰出金 445,111,000円
事業の成果・効果	保険税の軽減や低所得者の税負担を補償することにより、中間所得層への税負担の増加を緩和している。 保険者が実施すべき保健事業に係る費用や事務費用などについて補償することで、保険税負担への転嫁を抑えている。 市の施策である福祉医療の実施による国庫補助金の減額について、加入者の負担とならないよう繰り入れを行っている。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

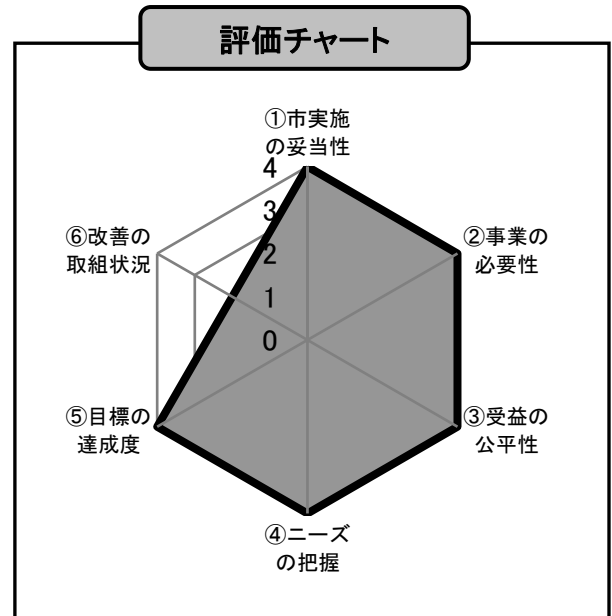
(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
国民健康保険特別会計繰出金	445,111	211,068	234,043	53%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	445,111	211,068	234,043	53%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		449,938	445,111	430,889
財源内訳	国県支出金	213,899	211,068	204,087
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	236,039	234,043	226,802
一般財源の割合		52%	53%	53%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険事業を実施するための国の負担金(国民健康保険法第72条の3)などを繰り入れるものであり、国民健康保険財政を安定的に運営するために市で実施する必要がある。
②事業の必要性	4	国民健康保険財政を安定的に運営するために実施する必要がある。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約14,000人の市民が利用する保険の財政運営に係る繰入金である。
④ニーズの把握	4	繰入金の範囲等について、被保険者(受益者)だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、概ね計画通りであった。
⑥改善の取組状況	2	サービスそのものではなくサービスを行うための財政運営に係る業務であり、広く市民に情報発信するものではない。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	-
令和4年度に見直しを実施している事項	-
今後見直しを検討する事項	-

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
-	-

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	6	国民年金費	200

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民年金
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民年金法に基づく法定受託事務の遂行</li> <li>●年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく市町村での事務の遂行</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本年金機構事務センター及び年金事務所と連携し、国民年金法や事務処理基準に定められた法定受託事務を行う。</li> </ul> </li> <li>●事業内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金法や事務処理基準に定められた法定受託事務（被保険者の国民年金1号資格取得、国民年金保険料免除申請の受付及び所得情報提供等）を行う。</li> <li>○住民からの国民年金に関する相談を受け、年金事務所等と連携し適切な事務や回答を行う。</li> <li>○年金事務所、事務センター等からの照会の回答を行う。</li> <li>○年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、日本年金機構へ給付金対象者の所得情報の提供、事前申請として年金担当窓口にて受付、相談及び請求書の発送事務を行う。</li> </ul> </li> <li>●決算の内訳                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○年金相談員報償金 1,188,000円</li> <li>○特別旅費 1,400円</li> <li>○消耗品費 135,214円</li> <li>○通信運搬費 67,000円</li> <li>○愛知県都市国民年金協議会負担金 3,700円</li> </ul> </li> </ul>
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定受託事務については、業務全般を滞りなく作業を進めることができた。</li> <li>・国民年金の資格取得時に、一般免除や学生特例の申請の説明を行い、未納者を作らないよう対応することができた。</li> <li>・法定受託事務以外の業務については年金事務所等と連携し、一括納付や口座振替の推進を行い、納付率低下を防いだ。</li> </ul>

II : 個別事業内訳

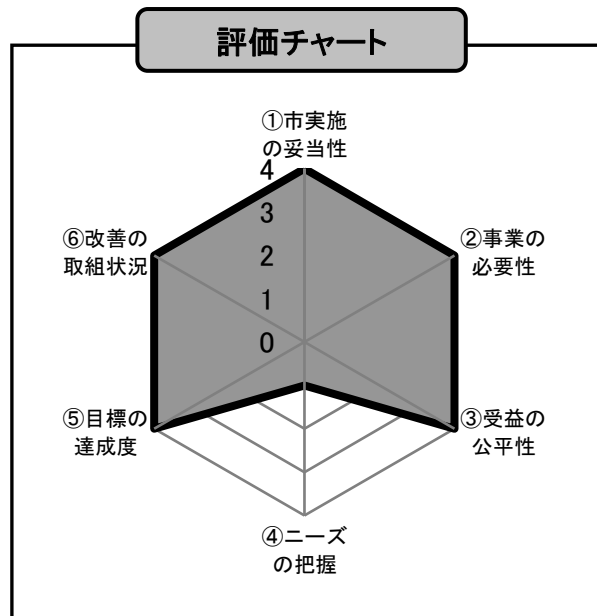
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
国民年金事務	1,395	1,395	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,395	1,395	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		1,826	1,395	172
財源内訳	国県支出金	1,826	1,395	172
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
一般財源の割合		0%	0%	0%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民年金法第6条及び国民年金市町村事務処理基準に基づくものである。
②事業の必要性	4	国からの法定受託事務であり、市民の将来の収入に直結するものである。
③受益の公平性	4	厚生年金、共済年金に加入していない20歳以上60歳未満の市民が加入対象であり、その市民の将来の収入に直結するものである。
④ニーズの把握	1	国からの法定受託事務のため、市としてニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	4	問題なく事務を行うことができた。
⑥改善の取組状況	4	法定受託事務のため、市が主体となる制度改善は困難であるが、制度をわかりやすくするため、ホームページや広報等による情報発信に取り組んでいる。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び各法事務処理基準に基づく業務のため、見直しを行う必要がないものである。
令和4年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	7	福祉医療助成費	202

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	福祉医療助成
事業目的	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、不安なく医療を受けてもらうことを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費の自己負担分について、根拠条例に基づき助成を行う。</li> </ul> </li> <li>●主な事業内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○各福祉医療受給者証交付申請書を受付審査し、受給者証を交付する。</li> <li>○医療に要する額から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の全額又は一部を医療費として支給する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(例) 子ども医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児から中学校3年生まで 入通院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の全額を子ども医療費として支給する。</li> <li>・高校1年生から3年生 入通院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の2/3を子ども医療費として支給する。</li> </ul>
事業の成果・効果	<p>医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減することができた。</p> <p>また、令和4年4月1日から、子ども医療費の支給範囲を、現在の「中学生までは全額助成、高校生相当年齢の子どもについては3分の2助成」から「高校生相当年齢の子どもまで全額助成」に拡大したことから、子ども医療システムの改修、新受給者証の発行、対象者や医療機関、薬局等への周知等の準備作業を行った。</p>

II：個別事業内訳

(単位：千円)

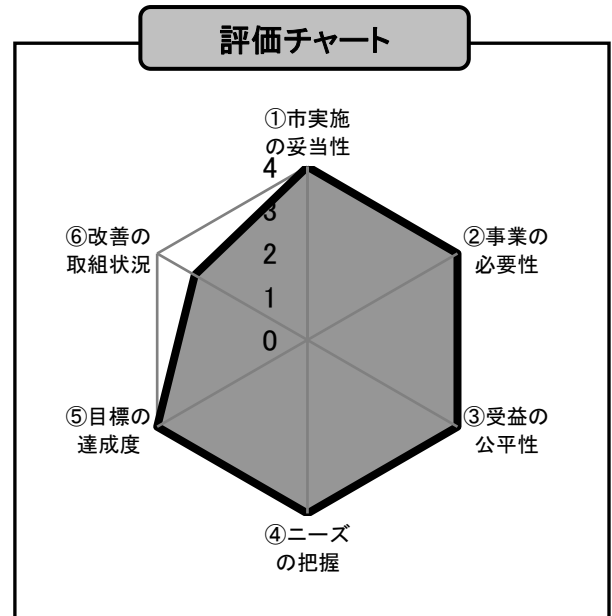
(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
福祉医療助成事務	11,215	2,108	9,107	81%	2	2	2
障害者医療助成	126,825	58,605	68,220	54%	4	4	4
子ども医療助成	296,295	296,295	0	0%	4	4	4
母子父子家庭医療助成	38,141	38,141	0	0%	4	4	4
精神障害者医療助成	73,349	15,765	57,584	79%	4	4	4
後期高齢者福祉医療助成	158,511	69,937	88,574	56%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	704,336	480,851	223,485	32%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		657,168	704,336	807,584
財源内訳	国県支出金	200,884	223,610	269,877
	地方債	0	0	0
	その他	218,342	257,241	310,649
	一般財源	237,942	223,485	227,058
一般財源の割合		36%	32%	28%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	犬山市障害者医療費支給条例第4条、犬山市子ども医療費支給条例第4条、犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例第4条、犬山市精神障害者医療費支給条例第5条、犬山市後期高齢者福祉医療費支給規則第8条により市で実施。
②事業の必要性	4	医療費を助成することにより、経済的な心配をすることなく医療に係ることができる体制を整え、市民の福祉及び健康増進を図るために、継続が必要な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	4	18歳以下の子どもの保護者、障害者、母子父子家庭者約16,000人という多数の市民が対象となる事業である。
④ニーズの把握	4	県の補助制度に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	福祉医療事務を円滑に実施できた。
⑥改善の取組状況	3	高校生相当年齢について、令和4年度より自己負担額の全額助成とした。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	子ども医療において、令和4年度より高校生相当年齢の自己負担額を全額助成するよう、制度を拡大した。
令和4年度に見直しを実施している事項	県、他市の福祉医療制度の見直しの動向とともに、市の対応を検討していく。
今後見直しを検討する事項	県、他市の福祉医療制度の見直しの動向とともに、市の対応を検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
県、他市の福祉医療制度見直しの動向を注視する必要がある。	令和4年度より子ども医療の拡大を行っており、当面は見直しの必要はないと考える。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	9	後期高齢者医療費	202

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療給付費負担金
事業目的	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担し、療養給付の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画</li> <li>○根拠法令に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金を支出する。</li> <li>●事業内容</li> <li>○後期高齢者医療制度に加入する犬山市の被保険者分の医療給付費の1/12(市負担分)を、広域連合が提示する支払い計画に基づき支出する。</li> </ul>
事業の成果・効果	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担することで、安定した療養給付を維持した。

II : 個別事業内訳

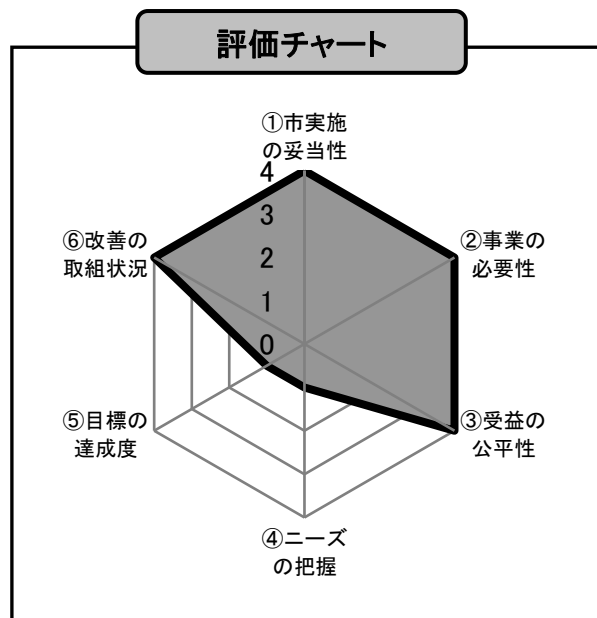
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
後期高齢者医療給付費負担金	831,708	0	831,708	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	831,708	0	831,708	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		800,941	831,708	846,061
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	800,941	831,708	846,061
一般財源の割合		100%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律により、市が療養給付費の一部を負担する。
②事業の必要性	4	後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を負担し、療養給付の安定を図る。
③受益の公平性	4	約12,000人の市民が利用する、保険制度を維持する上で必要なものである。
④ニーズの把握	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市としてニーズは把握していない。
⑤目標の達成度	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市として目標は立てていない。
⑥改善の取組状況	4	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、改善の取り組みを要するものではない。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律により定められた費用を支出するものであり、見直しの必要がないものである。
令和4年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—



令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	9	後期高齢者医療費	202

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計繰出金
事業目的	後期高齢者医療における事務経費等市負担分、低所得者の保険料の軽減分を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、後期高齢者医療会計の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○根拠法令に基づき後期高齢者医療特別会計へ繰り出しする。</li> </ul> </li> <li>●事業内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○後期高齢者医療制度に係る市の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として支出する。</li> <li>○市は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、保険証の引き渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収、健康診査事業を実施する。</li> </ul> </li> <li>●決算の内訳                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険基盤安定繰出金 179,707,144円</li> <li>○事務費繰出金 15,103,819円</li> <li>○その他繰出金 31,116,000円</li> </ul> </li> </ul>
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

II : 個別事業内訳

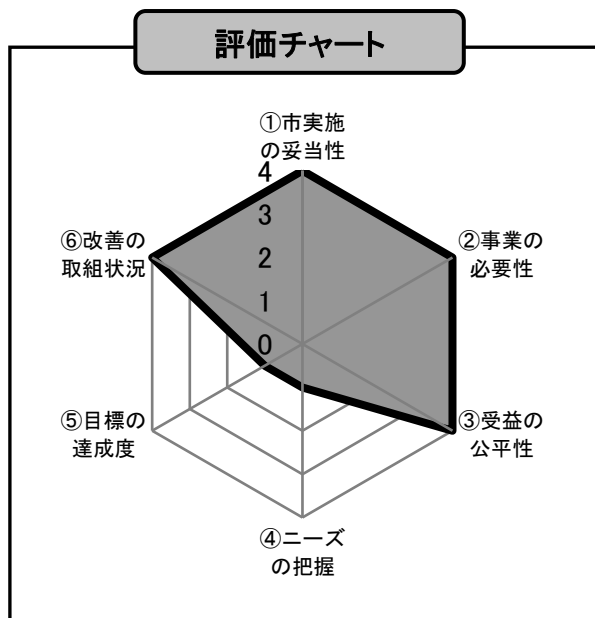
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
後期高齢者医療特別会計繰出金	225,927	134,780	91,147	40%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	225,927	134,780	91,147	40%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		222,237	225,927	228,323
財源内訳	国県支出金	130,134	134,780	151,181
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	92,103	91,147	77,142
一般財源の割合		41%	40%	34%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約12,000人の市民が利用する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは、後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律に定められた業務を実施するものであるため、見直しの必要がないものである。
令和4年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	1	3	母子健康づくり推進費	232

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	未熟児養育医療
事業目的	入院治療が必要な未熟児の医療費を助成する制度。未熟児は疾病にかかりやすく、死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、入院して必要な医療を給付し、適正な養育を行うことを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○根拠法令に基づき医療費の助成を行う。</li> </ul> </li> <li>●事業内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○入院治療が必要な未熟児に対し、母子保健法第20条に基づき養育医療費を給付する。</li> </ul> </li> <li>●決算の内訳                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○消耗品費 2,830円</li> <li>○通信運搬費 4,814円</li> <li>○手数料 1,434円</li> <li>○養育医療費 3,856,461円</li> </ul> </li> </ul>
事業の成果・効果	入院治療が必要な未熟児に対し、医療費を助成することにより保護者の経済的な負担を軽減することができた。

II : 個別事業内訳

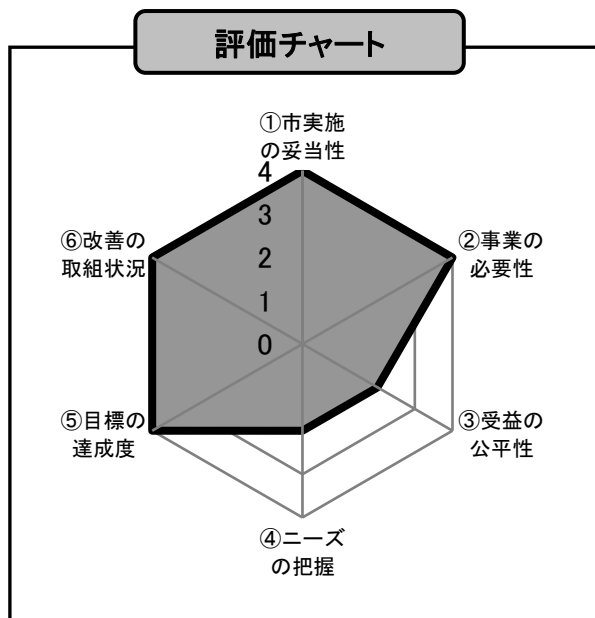
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
未熟児養育医療	3,866	3,187	679	18%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,866	3,187	679	18%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		4,170	3,866	4,747
財源内訳	国県支出金	2,324	2,389	3,007
	地方債	0	0	0
	その他	811	798	736
	一般財源	1,035	679	1,004
一般財源の割合		25%	18%	21%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	母子保健法第20条により、市で実施するものである。
②事業の必要性	4	未熟児は疾病にかかりやすく、死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、入院して必要な医療を給付し、適正な養育を行う必要があるために継続が必要な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	2	毎年変動するが、年間数人から十数人の未熟児である市民が対象である。
④ニーズの把握	2	法に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	入院治療が必要な未熟児に対し、医療費を助成することができた。
⑥改善の取組状況	4	未熟児養育医療は、年度によって該当人数のばらつきが大きいため、当初予算の見積もり方法を検討した。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	ここ数年の実績を鑑み、令和4年度の扶助費当初予算を計上した。
令和4年度に見直しを実施している事項	平成25年度から、県からの権限移譲により市が実施主体となっており、医療費助成の扶助費実績が積み上がってきているため、適正な扶助費予算を計上する。
今後見直しを検討する事項	今後も継続して、適正な扶助費予算額を計上できるよう見積もり方法を検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
未熟児養育医療は、年度によって該当人数のばらつきが大きいため、当初予算の見積もりが非常に困難である。	平成25年度からの医療費助成の扶助費実績を調査し、適正な扶助費予算を計上する。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

特別会計名	決算書(P)
国民健康保険特別会計	396

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民健康保険事業
事業目的	県とともに保険者として、国民健康保険税や国・県等からの負担金や補助金を原資とし、被保険者の疾病や負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う等、国民健康保険事業を適切に運営する。
事業内容	<p>●全体計画 平成30年度からの国保制度改正により、県からの保険給付費等交付金によって、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した際の保険給付を適切に実施する。保険給付に必要な県への国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税の収入により確保し、国民健康保険事業を適切に運営する。そのために、保険税率について国民健康保険運営協議会へ諮り、答申に基づき税率を改定する。</p> <p>●主な事業内容 ○被保険者の資格管理   ○保険給付 ○保険税の賦課           ○保健事業の実施   【新拡】特定健康診査受診券・記録票改善事業</p> <p>●主な決算の内訳 ○保険給付費 4,508,301,208円   ○事業費納付金 1,845,639,975円   ○保健事業費 83,577,717円 ○国民健康保険税 1,300,225,530円   ○県支出金 4,580,691,648円</p> <p>●主な関係法令等 ○国民健康保険法 ○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 ○犬山市国民健康保険条例・施行規則 ○犬山市国民健康保険税条例・施行規則</p>
事業の成果・効果	<p>保険者として、被保険者の疾病等に関し必要な保険給付を遅滞なく行うことができた。制度改革3年目の結果から令和4年度の税率を運営協議会で協議・検討し税率改定を行う一方、事業納付金の多寡により市の国保財政が大きく影響を受けることについて、国の財政支援を要望する建議書を提出した。</p> <p>特定健康診査について、被保険者に対するサービス向上と事務作業の改善のための受診券、記録票の様式変更に伴い、既存健康管理システムの改修を実施した。</p> <p>高額療養費申請の2回目以降は自動的に指定口座に給付費が振り込まれる簡素化申請を69歳以下にも拡大実施した。</p>

II : 個別事業内訳

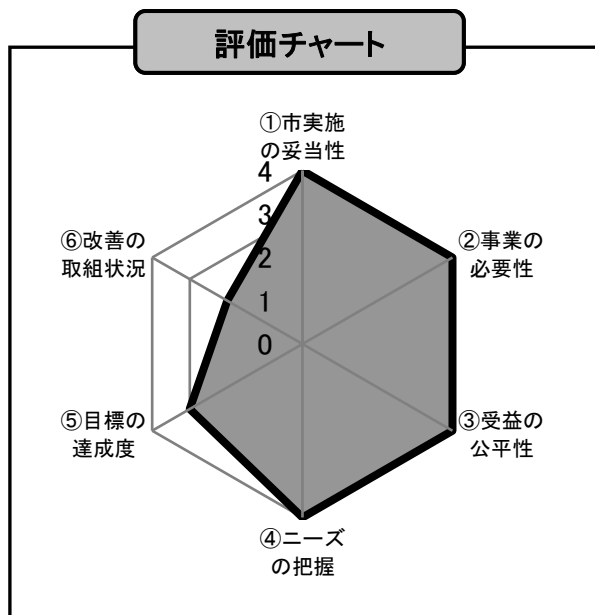
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
総務費	22,830	22,830	0	0%	2	2	2
保険給付費	4,508,301	4,482,102	26,199	1%	3	3	3
国民健康保険事業費納付金	1,845,640	204,624	1,641,016	89%	2	2	2
保健事業費	83,578	56,911	26,667	32%	3	3	3
諸支出金	21,711	0	21,711	100%	2	2	2
財政安定化基金拠出金・基金積立金・公債費	127,767	0	127,767	100%	2	2	2
予備費	0	0	0	-	2	2	2
合計	6,609,827	4,766,467	1,843,360	28%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		6,677,138	6,609,827	6,899,970
財源内訳	国県支出金	4,667,657	4,581,904	4,834,691
	地方債	0	0	0
	その他	175,453	184,563	170,304
	一般財源	1,834,028	1,843,360	1,894,975
一般財源の割合		27%	28%	27%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険法第3条により、市は保険者として国民健康保険を実施する。
②事業の必要性	4	国民皆保険を維持し、加入者が医療機関を安定的に受診するために必要である。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約14,000人の市民が利用する保険である。
④ニーズの把握	4	被保険者(受益者)だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	3	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、特定健診等の保健事業、収納率など概ね計画通りであった。
⑥改善の取組状況	2	国保財政の健全な運営のため、運協答申に基づき税率改定を実施した。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	安定した事業運営を行うため、前年に引き続き税率改定を行った。受診者や医療機関の負担軽減を図るため、特定健康診査受診券様式を改善した。第2期犬山市国民健康保険データヘルス計画の中間見直しを行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	安定した事業運営を行うため、引き続き税率改定の検討を行う。未就学児の国保税均等割を5割軽減する。
今後見直しを検討する事項	国民健康保険事業会計について、財政状況を分析・検証し適正に税率改定を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
医療費の適正化につながる保健事業の導入検討。国民健康保険事業運営に係る税率等検討。	急激な増加を緩和するために国民健康保険事業基金を継続的に充てながら、国保税を計画的に県基準に合わせていく。国・県への事業費支援の要望もあわせて行っていく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

特別会計名	決算書(P)
後期高齢者医療特別会計	474

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計																				
事業目的	被保険者の疾病、負傷、死亡等に関して必要な保険給付を行う。 また、傷病の未然防止、若しくは早期発見により重症化・長期化することを防止し、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康診査等の保健事業を実施する。 保険者は愛知県後期高齢者医療広域連合で、市は保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け等を行う。対象者は市内に住む75歳以上の人と、前期高齢者(65~74歳)で一定の障害のある人である。																				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料と国庫負担金等の収入によって、被保険者が疾病、負傷、死亡等の際に、適切に保険給付を実施する。保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり、市町村では保険料の徴収や申請・届出の受付事務等、窓口業務を行う。</li> </ul> </li> <li>●主な事業内容                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○被保険者資格管理に関する申請等の受付</td> <td>○保険給付に関する申請等の受付</td> </tr> <tr> <td>○保険料の徴収</td> <td>○保健事業の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</td> </tr> </table> </li> <li>●主な関係法令等                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○高齢者の医療の確保に関する法律</td> <td>○愛知県後期高齢者医療広域連合規約</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則</td> </tr> </table> </li> <li>●決算の内訳                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>○総務費</td> <td style="text-align: right;">6,818,145円</td> </tr> <tr> <td>○後期高齢者医療広域連合納付金</td> <td style="text-align: right;">1,239,086,603円</td> </tr> <tr> <td>○保健事業費</td> <td style="text-align: right;">58,963,306円</td> </tr> <tr> <td>○諸支出金</td> <td style="text-align: right;">18,938,831円</td> </tr> <tr> <td>○予備費</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </table> </li> </ul>	○被保険者資格管理に関する申請等の受付	○保険給付に関する申請等の受付	○保険料の徴収	○保健事業の実施	○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		○高齢者の医療の確保に関する法律	○愛知県後期高齢者医療広域連合規約	○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則		○総務費	6,818,145円	○後期高齢者医療広域連合納付金	1,239,086,603円	○保健事業費	58,963,306円	○諸支出金	18,938,831円	○予備費	0円
○被保険者資格管理に関する申請等の受付	○保険給付に関する申請等の受付																				
○保険料の徴収	○保健事業の実施																				
○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施																					
○高齢者の医療の確保に関する法律	○愛知県後期高齢者医療広域連合規約																				
○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則																					
○総務費	6,818,145円																				
○後期高齢者医療広域連合納付金	1,239,086,603円																				
○保健事業費	58,963,306円																				
○諸支出金	18,938,831円																				
○予備費	0円																				
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。																				

II : 個別事業内訳

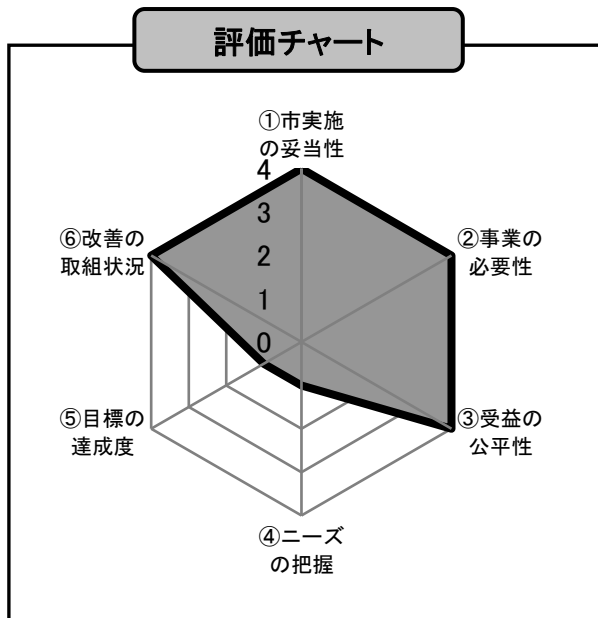
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
後期高齢者医療特別会計	1,323,807	1,323,807	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,323,807	1,323,807	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		1,300,044	1,323,807	1,515,087
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	1,300,044	1,323,807	1,515,086
	一般財源	0	0	1
一般財源の割合		0%	0%	0%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約12,000人の市民が利用する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは、後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた業務を実施するものであるため、見直しの必要がないものである。
令和4年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—